

【確認項目】

次の項目をご確認いただき、確認できたらチェックを入れてください。

- ☐ 表面にある「ラーケーションの日」の意義についてご理解ください。
- ☐ ラーケーションの日を取得しようとするときは、1週間前までにこの届出書に「必要事項を記入の上、学級担任を通じて学校長に提出してください。取得日1週間前を過ぎている場合は、速やかに学校にご連絡ください。
- ☐ 表面の保護者署名欄は、保護者の直筆での記入をお願いします。
- ☐ ラーケーションの日は、年度内に最大3日間取得することができます。取得単位は1日単位とし、連続して取得することができます。
- ☐ ラーケーションの日は、児童生徒が保護者等と共に自主的に校外で活動に取り組む場合に取得できます。
- ☐ ラーケーションの日を取得した場合であっても、当該日に係る学校給食費その他の費用は、還付しません。
- ☐ ラーケーションの日を取得した場合における学校での当該日の学習については、各家庭での自学自習で補完することとなります。
- ☐ ラーケーションの日を取得した場合における当該日の事故等については、「日本スポーツ振興センター」の災害共済給付制度の適用はできません。
- ☐ 取得日が「取得できない日」でないことを確認してください。